

世環収第 255 号
平成 15 年 10 月 30 日

東京都知事
石原慎太郎 様

世田谷区長
熊本 哲 之

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉間）
事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

平成 15 年 9 月 16 日付、15 環都影第 200 号により照会のあった標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

本事業に関する基本的認識

- (1) 当該道路は、世田谷区にとって、環状八号線をはじめとした幹線道路の渋滞の軽減や大気汚染の改善への効果が期待できるため、地下化を前提として必要な道路と考える。
- (2) 当該道路が計画されている野川・国分寺崖線の周辺は、本区としても水と緑の保全に取り組んでいる地域である。地下水、湧水、動植物など、水と緑に十分配慮して、計画づくりがされるべきである。
また、東名東京インターチェンジや環八瀬田交差点など、周辺交通への影響や、連絡路等が存するジャンクション周辺への影響等、沿線への影響が極力小さくなるよう万全の対策がなされるべきものであると考える。
- (3) 世田谷通りインターチェンジの設置は、世田谷通りが 2 車線であり、環境への影響や交通処理を考えると現状では困難であるとする。
- (4) 高速道路のネットワークの考えから、東名以南の計画についても早期に明らかにされるべきである。

方法書に対する意見

1. 大気環境について

1-1 交通量調査について

- (1) 大気環境の環境影響評価の大前提となる供用後の交通量及び交通の流れについては、予測するための与条件に不確定要素が多く、計画されてい

る延長16キロ全体のインターチェンジの数や位置、接続道路の状況等により、大きく変化するものと考えられる。このことを踏まえて、交通量の予測及び影響を受けるおそれがあると認められる地域の想定に当たっては、適切な予測及び想定を行うこと。

- (2) 先に述べたとおり、世田谷通りインターチェンジの設置は現状では困難であると考え。国・東京都の方針では、「インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討する」とされている。

世田谷区の意向に反し、インターチェンジが設置される場合には、幹線道路や生活道路の交通の流れが大きく影響を受けることが予想される。適切な交通量の予測及び調査を行うこと。

- (3) 東名ジャンクションが整備された場合、東名東京インターチェンジ周辺の交通に大きな影響が生じると考えられるため、適切な交通量の予測及び調査を行うこと。
- (4) 工事中の走行車両についても、適切な交通量の予測及び調査を行うこと。

1 - 2 大気環境について

- (1) 当該道路は、方針によれば、東名高速道路及び中央自動車道とジャンクションで接続することになっている。東名東京インターチェンジや高井戸インターチェンジを含めての交通渋滞が懸念されるため、大気汚染、騒音、振動について、適切な環境影響評価を行うこと。
- (2) 換気所については、最新の技術水準の脱硝装置、除塵装置等の設置を前提とした上で、排出ガスが周辺地域等に影響を及ぼさないよう、十分に検討を重ね、環境影響評価を行うこと。また、換気所から発生する騒音についても環境影響評価すること。
- (3) 高架部分の自動車の走行及び換気所の設置部周辺においては、低周波音の発生が予測されるので、環境影響評価を行うこと。
- (4) 国分寺崖線の地形を考慮して、大気質等に与える影響を調査、予測する等により、環境影響評価を行うこと。

2 . 水循環について

- (1) 当該道路は、世田谷区の「みずとみどり」の生命線である野川と国分寺崖線の間を通る計画となっており、地下水・湧水への影響が懸念される。また、烏山弁天池付近の宙水についても影響が懸念される。地下水・湧水の水位・水量及び方向等について、事前・事後の調査を継続的に行うこと。
- (2) 開削区間については、止水壁工事時に地盤改良材による地下水・湧水へ水質汚濁の影響が懸念されるので、環境影響評価を行うこと。

- (3) 大深度地下の活用が予定されているので、被圧地下水に与える影響についても環境影響評価を行うこと。
 - (4) 道路の清掃水及び災害時に路面に流される燃料・薬剤等(消火活動を含む。)の処理方法と、放流による水質への影響についても環境影響評価を行うこと。
3. 電波障害・日照障害について
- (1) 工事の実施に際して、建設機械の稼動による電波障害についても、環境影響評価を行うこと。
 - (2) 道路(地表式又は掘割式)の遮音壁による日照障害についても環境影響評価を行うこと。
4. 動植物、生態系について
- (1) 野川と国分寺崖線周辺には、成城みつ池のゲンジボタル等貴重な動植物が存在しており、事前・事後に調査を行うとともに、環境影響評価を行うこと。
 - (2) 開削部分及び埋め戻し部分に当たる既存樹木については調査を行い、貴重な樹木については移植等により保存するよう検討すること。また、事前・事後のみどりの量の保全について検討し、評価すること。
5. 景観について
- (1) 地上構造物については、野川や国分寺崖線等周辺の景観や緑と調和するあり方について、景観を損なわないよう東京都景観条例に基づく国分寺崖線景観基本軸及び世田谷区風景づくり条例に基づく風景計画等に照らして、適切な環境影響評価を行うこと。
6. 史跡、文化財について
- (1) 喜多見、大蔵地区一帯は埋蔵文化財の指定地域が多いため、必要な試掘調査を行うこと。
7. 廃棄物等
- (1) 掘削残土をはじめ、工事により発生する廃棄物及び副産物については、適切な環境影響評価を行うこと。
8. その他
- (1) 崖地の保全について
国分寺崖線内の区域には、急な崖地が存在するので、必要に応じて対策を講じること。
 - (2) 安全対策等について
当該道路は大部分で大深度地下の採用を予定しており、火災や地震等の災害や事故が発生した場合に十分な対応が可能となるように、その対策を検討すること。

(3) 関係区市の住民等への情報提供等について

今後、環境影響評価の手続き等を進めるに当たっては、関係区市の地域住民や区市を含めた関係機関に十分な情報を提供し、また説明するとともに、これらの住民等の意見や要望を聞きながら対応を図られたい。

(4) 環境調査について

PI外環沿線協議会が15年6月に出した「中間とりまとめ」にある、市民参加のPI的手法をとりいれた環境調査を実施すること。調査・予測及び評価に当たっては、単に住民等に情報を提供するだけでなく、住民の知識、経験を取り入れるなど、調査等の方法を検討すること。